

茨木地区保護司会事業補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、保護司法（昭和25年法律第204号）第13条に基づき組織された茨木地区保護司会（以下「保護司会」という。）が実施する事業に対し、市が補助金を交付することにより地域社会の更生保護活動を支援し、もって住民福祉の向上に資することを目的とする。

（補助対象）

第2 補助の対象となる事業は、保護司会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 保護司の職務に関する研究等の事業
- (2) サポートセンターに関する事業
- (3) 保護司の職務の支援に関する事業

（補助対象経費）

第3 補助の対象となる経費は、当該年度において第2の事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 全国保護司連盟、近畿地方保護司連盟及び大阪府保護司会連合会の会費
- (2) 定例会及び研修会の会場及び附帯設備の借上げに要する経費
- (3) 研修会のバスの借上げに要する経費（有料道路通行料、駐車場代及び施設入場料を含む。）
- (4) 広報物の作成及び配布に要する経費
- (5) サポートセンターの運営に要する経費
- (6) 次のアからウまでに掲げる経費

ア 茨木市公民館条例（昭和47年茨木市条例第42号）第12条に規定する使用料

イ 茨木市立コミュニティセンター条例（平成5年茨木市条例第27号）第16条に規定する利用料金（冷暖房利用料金を除く。）

ウ 茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例（平成11年茨木市条例第5号）第9条に規定する利用料

（補助金額）

第4 補助額は、次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 第3第1号に掲げる会費の合計額
- (2) 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

ア 第3第2号から第5号までに掲げる経費の合計額（国による補助金があるときは、その額を減じた額）

イ 9,500円に当該年度の4月1日現在の保護司会の保護司定数を乗じて得た額
(3) 第3第6号に掲げる経費の合計額

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木地区保護司会事業補助金交付申請

書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 定款、規約、会則等の写し

(4) 活動内容が確認できる資料

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木地区保護司会事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第7 第6の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木地区保護司会事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を概算払により交付する。

(変更の申請等)

第9 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木地区保護司会事業補助金交付変更承認申請書(様式第4号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木地区保護司会事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

3 前項の補助金変更承認通知書を受けたものは、第7に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

(実績報告)

第10 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木地区保護司会事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに

市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 領収書等

(補助金額の確定等)

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木地区保護司会事業補助金確定通知書（様式第7号）により通知する。

(補助金の精算)

第12 第11の補助金確定通知書を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木地区保護司会事業補助金精算追加交付請求書（様式第8号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

(立入検査)

第13 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第16 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不適当と認めたとき。

(市長の指示)

第17 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

様式第 1 号（第 5 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名



※氏名（代表者名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木地区保護司会事業補助金交付申請書

茨木地区保護司会事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款、規約、会則等の写し
- (4) 活動内容が確認できる資料

様式第 2 号（第 6 関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木地区保護司会事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木地区保護司会事業補助金は、次の条件を
付けて、金 円（概算額）を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長



様式第 3 号（第 7 関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

所在地
団体名
代表者名 

茨木地区保護司会事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった事業
補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金額（概算額） 円

様式第 4 号（第 9 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名



※氏名（代表者名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木地区保護司会事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木地区保護司会事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額（概算額） 円
- 5 変更後交付申請額（概算額） 円
- 6 差引増減額 円

様式第 5 号（第 9 関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木地区保護司会事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木地区保護司会事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

交付決定額（概算額）	円
変更後増減額	円
変更交付決定額（概算額）	円

年 月 日

茨 木 市 長 印

様式第 6 号（第10関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名



※氏名（代表者名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木地区保護司会事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額（概算額） 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 領収書等

様式第 7 号（第11関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木地区保護司会事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木地区保護司会事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額（概算額） | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |
| 3 | 補助金差引額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長



様式第 8 号（第12関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

所在地
団体名
代表者名



茨木地区保護司会事業補助金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金精算追加分を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額（概算額） 円
- 3 補助金確定額 円
- 4 精算追加分請求額 円